

周南市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例制定について

周南市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和2年2月26日 提出

周南市長 藤 井 律 子

周南市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

周南市道路占用料徴収条例（平成15年周南市条例第221号）の一部を次のように改正する。

別表の表を次のように改める。

占用物件		単位	占用料（円）
法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第1種電柱	1本につき1年	420
	第2種電柱		650
	第3種電柱		880
	第1種電話柱		380
	第2種電話柱		610
	第3種電話柱		830
	その他の柱類		38
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき1年	4
	地下に設ける電線その他の線類		2
	路上に設ける変圧器	1個につき1年	370
地下に設ける変圧器	占用面積1平方	230	

		メートルにつき 1年	
	変圧塔その他これに 類するもの及び公衆 電話所	1個につき1年	760
	郵便差出箱及び信書 便差出箱		320
	広告塔	表示面積1平方 メートルにつき 1年	960
	その他のもの	占用面積1平方 メートルにつき 1年	760
法第32条第1項第 2号に掲げる物件	外径が0.07メートル 未満のもの	長さ1メートル につき1年	16
	外径が0.07メートル 以上0.1メートル未 満のもの		23
	外径が0.1メートル 以上0.15メートル未 満のもの		34
	外径が0.15メートル 以上0.2メートル未 満のもの		45
	外径が0.2メートル 以上0.3メートル未 満のもの		68
	外径が0.3メートル 以上0.4メートル未 満のもの		91
	外径が0.4メートル 以上0.7メートル未 満のもの		160
	外径が0.7メートル		230

		以上1メートル未満のもの		
		外径が1メートル以上のもの		450
法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設			占用面積1平方メートルにつき1年	760
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの		Aに0.005を乗じて得た額
		階数が2のもの		Aに0.008を乗じて得た額
		階数が3以上のもの		Aに0.01を乗じて得た額
	上空に設ける通路			480
	地下に設ける通路			290
	その他のもの			760
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの		占用面積1平方メートルにつき1日	10
	その他のもの		占用面積1平方メートルにつき1月	96
道路法施行令（昭和27年政令第479号。以下この表において「令」という。）第7条第1号	看板（アーチであるものを除く。）	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1月	96
		その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1年	960
	標識		1本につき1年	610
	旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	1本につき1日	10
		その他のもの	1本につき1月	96

に掲げる物件	幕（令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。）	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき1日	10
		その他のもの	その面積1平方メートルにつき1月	96
	アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	960
		その他のもの		480
令第7条第2号に掲げる工作物			占用面積1平方メートルにつき1年	760
令第7条第3号に掲げる施設				Aに0.033を乗じて得た額
令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料			占用面積1平方メートルにつき1月	96
令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設				76
令第7条第8号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの		占用面積1平方メートルにつき1年	Aに0.019を乗じて得た額
	上空に設けるもの			Aに0.023を乗じて得た額
	地下（トンネルの上の地下を除く。）に設けるもの	階数が1のもの		Aに0.005を乗じて得た額
		階数が2のもの		Aに0.008を乗じて得た額
		階数が3以上のもの		Aに0.01を乗じて得た額
その他のもの		Aに0.033を乗じて得た額		
令第7条第9号	建築物			Aに0.019を乗じて得た額

号に掲げる施設	その他のもの		Aに0.013を乗じて得た額
令第7条第10号に掲げる施設及び自動車駐車場	建築物		Aに0.023を乗じて得た額
	その他のもの		Aに0.013を乗じて得た額
令第7条第11号に掲げる応急仮設建築物	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの		Aに0.019を乗じて得た額
	上空に設けるもの		Aに0.023を乗じて得た額
	その他のもの		Aに0.033を乗じて得た額
令第7条第12号に掲げる器具			Aに0.033を乗じて得た額
令第7条第13号に掲げる施設	トンネルの上又は自動車専用道路（高架のものに限る。）の路面下に設けるもの		Aに0.019を乗じて得た額
	上空に設けるもの		Aに0.023を乗じて得た額
	その他のもの		Aに0.033を乗じて得た額

別表備考6中「1平方メートル未満若しくは1メートル未満」を「0.01平方メートル未満若しくは0.01メートル未満」に、「1平方メートル又は1メートルとして」を「その全面積若しくは全長又はその端数の面積若しくは長さを切り捨てて」に改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行し、改正後の周南市道路占用料徴収条例の規定は、同日以後の道路に係る占用について適用し、同日前の占用については、なお従前の例による。

(参 考)

周南市道路占用料徴収条例新旧対照表

現行				改正案			
別表（第2条関係）				別表（第2条関係）			
占用物件		単位	占用料（円）	占用物件		単位	占用料（円）
法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第1種電柱	1本につき 1年	<u>360</u>	法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第1種電柱	1本につき 1年	<u>420</u>
	第2種電柱		<u>550</u>		第2種電柱		<u>650</u>
	第3種電柱		<u>740</u>		第3種電柱		<u>880</u>
	第1種電話柱		<u>320</u>		第1種電話柱		<u>380</u>
	第2種電話柱		<u>510</u>		第2種電話柱		<u>610</u>
	第3種電話柱		<u>700</u>		第3種電話柱		<u>830</u>
	その他の柱類		<u>32</u>		その他の柱類		<u>38</u>
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき 1年	<u>3</u>	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき 1年	<u>4</u>	
	地下に設ける電線その他の線類		2	地下に設ける電線その他の線類		2	
	路上に設ける	1個につき	<u>310</u>	路上に設ける	1個につき	<u>370</u>	

現行

改正案

現行				改正案			
	変圧器	1年			変圧器	1年	
	地下に設ける変圧器	占有面積1平方メートルにつき1年	<u>190</u>		地下に設ける変圧器	占有面積1平方メートルにつき1年	<u>230</u>
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	<u>640</u>		変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	<u>760</u>
	郵便差出箱及び信書便差出箱		<u>270</u>		郵便差出箱及び信書便差出箱		<u>320</u>
	広告塔	表示面積1平方メートルにつき1年	<u>1,100</u>		広告塔	表示面積1平方メートルにつき1年	<u>960</u>
	その他のもの	占有面積1平方メートルにつき1年	<u>640</u>		その他のもの	占有面積1平方メートルにつき1年	<u>760</u>

現行				改正案			
法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	<u>13</u>	法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	<u>16</u>
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		<u>19</u>		外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		<u>23</u>
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		<u>29</u>		外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		<u>34</u>
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		<u>38</u>		外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		<u>45</u>
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		<u>57</u>		外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		<u>68</u>
	外径が0.3メートル以上		<u>76</u>		外径が0.3メートル以上0.4メ		<u>91</u>

現行

	のもの			じて得た額	
	上空に設ける通路				<u>530</u>
	地下に設ける通路				<u>320</u>
	その他のもの				<u>640</u>
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの		占用面積1平方メートルにつき1日	<u>11</u>	
	その他のもの		占用面積1平方メートルにつき1月	<u>110</u>	
道路法施行令(昭和27年政令第479号。この表において	看板(アチであるものを除く。	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1月	<u>110</u>	
		その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1年	<u>1,100</u>	

改正案

	のもの			じて得た額	
	上空に設ける通路				<u>480</u>
	地下に設ける通路				<u>290</u>
	その他のもの				<u>760</u>
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの		占用面積1平方メートルにつき1日	<u>10</u>	
	その他のもの		占用面積1平方メートルにつき1月	<u>96</u>	
道路法施行令(昭和27年政令第479号。以下この表にお	看板(アチであるものを除く。	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1月	<u>96</u>	
		その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1年	<u>960</u>	

現行

改正案

「令」とい う。)第7条 第1号に掲 げる物件)			
	標識		1本につき 1年	<u>510</u>
	旗ざ お	祭礼、縁日そ の他の催しに 際し、一時的 に設けるもの	1本につき 1日	<u>11</u>
		その他のもの	1本につき 1月	<u>110</u>
	幕 (令第7条 第4号に掲 げる事施 であるの 除	祭礼、縁日そ の他の催しに 際し、一時的 に設けるもの	その面積1 平方メート ルにつき1 日	<u>11</u>
		その他のもの	その面積1 平方メート ルにつき1 月	<u>110</u>

いて「令」とい う。)第7条 第1号に掲 げる物件)			
	標識		1本につき 1年	<u>610</u>
	旗ざ お	祭礼、縁日そ の他の催しに 際し、一時的 に設けるもの	1本につき 1日	<u>10</u>
		その他のもの	1本につき 1月	<u>96</u>
	幕 (令第7条 第4号に掲 げる事施 であるの 除	祭礼、縁日そ の他の催しに 際し、一時的 に設けるもの	その面積1 平方メート ルにつき1 日	<u>10</u>
		その他のもの	その面積1 平方メート ルにつき1 月	<u>96</u>

現行					改正案				
	く。)					く。)			
	ア	車道を横断するもの	1基につき 1月	<u>1,100</u>		ア	車道を横断するもの	1基につき 1月	<u>960</u>
	チ	その他のもの		<u>530</u>		チ	その他のもの		<u>480</u>
令第7条第2号に掲げる工作物			占用面積1 平方メートルにつき1 年	<u>640</u>	令第7条第2号に掲げる工作物			占用面積1 平方メートルにつき1 年	<u>760</u>
令第7条第3号に掲げる施設				Aに <u>0.028</u> を乗じて得た額	令第7条第3号に掲げる施設				Aに <u>0.033</u> を乗じて得た額
令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料			占用面積1 平方メートルにつき1 月	<u>110</u>	令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料			占用面積1 平方メートルにつき1 月	<u>96</u>
令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設				<u>64</u>	令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設				<u>76</u>
令第7条第8号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	占用面積1 平方メートルにつき1 年	Aに <u>0.017</u> を乗じて得た額		令第7条第8号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	占用面積1 平方メートルにつき1 年	Aに <u>0.019</u> を乗じて得た額	
	上空に設けるもの		Aに <u>0.02</u> を乗じて得た額			上空に設けるもの		Aに <u>0.023</u> を乗じて得た額	

現行

改正案

現行		改正案			
			<p>地下 (ト ンネ ルの 上の 地下 を除 く。) に 設 け る も の</p>	<p>階数が1のも の</p>	Aに0.005を乗 じて得た額
				<p>階数が2のも の</p>	Aに0.008を乗 じて得た額
				<p>階数が3以上 のもの</p>	Aに0.01を乗 じて得た額
	その他のもの	Aに0.028を乗 じて得た額	その他のもの		Aに0.033を乗 じて得た額
令第7 条第9 号に掲 げる施 設	建築物	Aに0.017を乗 じて得た額	令第7 条第9 号に掲 げる施 設	建築物	Aに0.019を乗 じて得た額
	その他のもの	Aに0.012を乗 じて得た額		その他のもの	Aに0.013を乗 じて得た額
令第7 条第10 号に掲	建築物	Aに0.02を乗 じて得た額	令第7 条第10 号に掲	建築物	Aに0.023を乗 じて得た額
	その他のもの	Aに0.012を乗		その他のもの	Aに0.013を乗

現行

げる施設及び自動車駐車場			じて得た額
令第7条第11号に掲げる応急仮設建築物	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの		Aに <u>0.017</u> を乗じて得た額
	上空に設けるもの		Aに <u>0.02</u> を乗じて得た額
	その他のもの		Aに <u>0.028</u> を乗じて得た額
令第7条第12号に掲げる器具			Aに <u>0.028</u> を乗じて得た額
令第7条第13号に掲げる施設	トンネルの上又は自動車専用道路（高架のものに限る。）の路面下に設けるもの		Aに <u>0.017</u> を乗じて得た額
	上空に設けるもの		Aに <u>0.02</u> を乗じて得た額
	その他のもの		Aに <u>0.028</u> を乗

改正案

げる施設及び自動車駐車場			じて得た額
令第7条第11号に掲げる応急仮設建築物	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの		Aに <u>0.019</u> を乗じて得た額
	上空に設けるもの		Aに <u>0.023</u> を乗じて得た額
	その他のもの		Aに <u>0.033</u> を乗じて得た額
令第7条第12号に掲げる器具			Aに <u>0.033</u> を乗じて得た額
令第7条第13号に掲げる施設	トンネルの上又は自動車専用道路（高架のものに限る。）の路面下に設けるもの		Aに <u>0.019</u> を乗じて得た額
	上空に設けるもの		Aに <u>0.023</u> を乗じて得た額
	その他のもの		Aに <u>0.033</u> を乗

現行				改正案			
			じて得た額				じて得た額
備考1～5 (略)				備考1～5 (略)			
<p>6 表示面積、占用面積若しくは占用物件の面積若しくは長さが<u>1平方メートル未満若しくは1メートル未満</u>であるとき、又はこれらの面積若しくは長さに<u>1平方メートル未満若しくは1メートル未満の端数</u>があるときは、<u>1平方メートル又は1メートル</u>として計算するものとする。</p>				<p>6 表示面積、占用面積若しくは占用物件の面積若しくは長さが<u>0.01平方メートル未満若しくは0.01メートル未満</u>であるとき、又はこれらの面積若しくは長さに<u>0.01平方メートル未満若しくは0.01メートル未満の端数</u>があるときは、<u>その全面積若しくは全長又はその端数の面積若しくは長さを切り捨てて</u>計算するものとする。</p>			
7・8 (略)				7・8 (略)			